

改 正 案

現 行

（通信品質の報告）

（通信品質の報告）

第七条の五 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号イからホまでに掲げるものに限る。）を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。）は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第七条の五 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号イからホまでに掲げるものに限る。）を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。）は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第 27 の 3 （第 7 条の 5 関係）

様式第 27 の 3 （第 7 条の 5 関係）

通信品質の報告			年	月	日
事業用電気通信設備の種類 _____					
事業者名 _____					
年度当初における音声伝送役務を提供する利用者数 _____					
接続品質	満たすべき基準				
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由				
	測定結果				
通話品質又は総合品質	満たすべき基準				

通信品質の報告			年	月	日
事業用電気通信設備の種類 _____					
事業者名 _____					
年度当初における音声伝送役務を提供する利用者数 _____					
接続品質	満たすべき基準				
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由				
	測定結果				
通話品質又は総合品質	満たすべき基準				

	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	
ネットワーク品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	
フアクシミリによる送受信の品質	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	

注 1 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及び PHS 用設備ごとに別表とすること。

- 2 「満たすべき基準」の欄は、事業用電気通信設備の種類に応じたものを記載すること。
- 3 「ネットワーク品質」の欄及び「フアクシミリによる送受信の品質」の欄は、電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。
- 4 各品質については、別に告示で定める条件（測定日時、測定頻度等）に基づき測定し、測定結果を時系列に記載した別紙を添付すること。また、各品

	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	
ネットワーク品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	

注 1 事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及び PHS 用設備ごとに別表とすること。

- 2 「満たすべき基準」の欄は、事業用電気通信設備の種類に応じたものを記載すること。
- 3 「ネットワーク品質」の欄は、電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。
- 4 各品質については、別に告示で定める条件（測定日時、測定頻度等）に基づき測定し、測定結果を時系列に記載した別紙を添付すること。また、各品

質の測定箇所、測定環境・条件等についてネットワーク構成図を記載した別紙を添付すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

質の測定箇所、測定環境・条件等についてネットワーク構成図を記載した別紙を添付すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。